

ID: 5390

担当部署: 建設部 都市建設課

処分の概要	景観計画区域内の特定届出対象行為に対する変更命令等
法令名称 根拠条項	景観法 第17条
法令番号	平成16年法律第110号
【基準】 法第16条、法第17条及び長門市景観条例第17条 (届出及び勧告等) 第16条 景観計画区域内において、次に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ、国土交通省令（第4号に掲げる行為にあつては、景観行政団体の条例。以下この条において同じ。）で定めるところにより、行為の種類、場所、設計又は施行方法、着手予定日その他国土交通省令で定める事項を景観行政団体の長に届け出なければならない。 (1) 建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更（以下「建築等」という。） (2) 工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更（以下「建設等」という。） 2 前項の規定による届出をした者は、その届出に係る事項のうち、国土交通省令で定める事項を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を景観行政団体の長に届け出なければならない。 3 景観行政団体の長は、前2項の規定による届出があつた場合において、その届出に係る行為が景観計画に定められた当該行為についての制限に適合しないと認めるときは、その届出をした者に対し、その届出に係る行為に関し設計の変更その他の必要な措置をとることを勧告することができる。 4 前項の勧告は、第1項又は第2項の規定による届出のあつた日から30日以内にしなければならない。 7 次に掲げる行為については、前各項の規定は、適用しない。 (1) 通常管理行為、軽易な行為その他の行為で政令で定めるもの (2) 非常災害のため必要な応急措置として行う行為 (3) 景観重要建造物について、第22条第1項の規定による許可を受けて行う行為 (4) 景観計画に第8条第2項第4号ロに掲げる事項が定められた景観重要公共施設の整備として行う行為 (5) 景観重要公共施設について、第8条第2項第4号ハ(1)から(7)までに規定する許可（景観計画にその基準が定められているものに限る。）を受けて行う行為 (6) 第55条第2項第1号の区域内の農用地区域（農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号に規定する農用地区域をいう。）内において同法第15条の2第1項の許可を受けて行う同項に規定する開発行為 (7) 国立公園又は国定公園の区域内において、第8条第2項第4号ホに規定する許可（景観計画にその基準が定められているものに限る。）を受けて行う行為 (8) 第61条第1項の景観地区（次号において「景観地区」という。）内で行う建築物の建築等 (9) 景観計画に定められた工作物の建設等の制限の全てについて第72条第2項の景観地区工作物制限条例による制限が定められている場合における当該景観地区内で行う工作物の建設等 (10) 地区計画等（都市計画法第4条第9項に規定する地区計画等をいう。以下同じ。）の区域（地	

区整備計画（同法第12条の5第2項第1号に規定する地区整備計画をいう。第76条第1項において同じ。）、特定建築物地区整備計画（密集市街地における防災街区の整備に関する法律（平成9年法律第49号）第32条第2項第1号に規定する特定建築物地区整備計画をいう。第76条第1項において同じ。）、防災街区整備地区整備計画（同法第32条第2項第2号に規定する防災街区整備地区整備計画をいう。第76条第1項において同じ。）、歴史的風致維持向上地区整備計画（地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成20年法律第40号）第31条第2項第1号に規定する歴史的風致維持向上地区整備計画をいう。第76条第1項において同じ。）、沿道地区整備計画（幹線道路の沿道の整備に関する法律（昭和55年法律第34号）第9条第2項第1号に規定する沿道地区整備計画をいう。第76条第1項において同じ。）又は集落地区整備計画（集落地域整備法（昭和62年法律第63号）第5条第3項に規定する集落地区整備計画をいう。第76条第1項において同じ。）が定められている区域に限る。）内で行う土地の区画形質の変更、建築物の新築、改築又は増築その他の政令で定める行為

(11) その他政令又は景観行政団体の条例で定める行為

(変更命令等)

第17条 景観行政団体の長は、良好な景観の形成のために必要があると認めるときは、特定届出対象行為（前条第1項第1号又は第2号の届出を要する行為のうち、当該景観行政団体の条例で定めるものをいう。第七項及び次条第一項において同じ。）について、景観計画に定められた建築物又は工作物の形態意匠の制限に適合しないものをしようとする者又はした者に対し、当該制限に適合させるため必要な限度において、当該行為に関し設計の変更その他の必要な措置をとることを命ずることができる。この場合においては、前条第3項の規定は、適用しない。

2 前項の処分は、前条第1項又は第2項の届出をした者に対しては、当該届出があった日から30日以内に限り、することができる。

3 第1項の処分は、前条第1項又は第2項の届出に係る建築物若しくは工作物又はこれらの部分の形態意匠が政令で定める他の法令の規定により義務付けられたものであるときは、当該義務の履行に支障のないものでなければならない。

4 景観行政団体の長は、前条第1項又は第2項の届出があった場合において、実地の調査をする必要があるとき、その他第2項の期間内に第1項の処分をすることができない合理的な理由があるときは、90日を超えない範囲でその理由が存続する間、第2項の期間を延長することができる。この場合においては、同項の期間内に、前条第1項又は第2項の届出をした者に対し、その旨、延長する期間及び延長する理由を通知しなければならない。

5 景観行政団体の長は、第1項の処分に違反した者又はその者から当該建築物又は工作物についての権利を承継した者に対して、相当の期限を定めて、景観計画に定められた建築物又は工作物の形態意匠の制限に適合させるため必要な限度において、その原状回復を命じ、又は原状回復が著しく困難である場合に、これに代わるべき必要な措置をとることを命ずることができる。

長門市景観条例

(特定届出対象行為)

第12条 法第17条第1項に規定する条例で定める行為は、法第16条第1項第1号又は第2号の届出を要するものの全てとする。

備考

設 定 年 月 日

平成 31 年 4 月 1 日

最終変更年月日